

# 時の動き

## 「戦争法案」を廃案へ

新社会党 埼玉県本部 栗原 規昭



### 安全保障関連法案国会上程

### 安全保障関連法案に潜む危険性

安倍内閣は5月15日(奇しくも5・15事件および沖縄県が1972年、日本に復帰した日)、集団的自衛権行使容認を骨子とする安全保障関連法案を衆院に提出した。この法案を「戦争法案」と呼んだ福島瑞穂元社民党党首に対し、「無責任なレッテル貼りだ」と安倍は言っていたのけた。しかし、法案11本(改正10、新法1)を「平和安全法整備法案」などと、しらじらしく平和の文字をかぶせたところなどは、余程国民を欺くレッテル貼りに外ならない。

このような欺瞞的な呼称に、我々は決してだまされてはならない。

安倍晋三は第一次安倍内閣の頃から一貫して戦後レジームからの脱却を呼号してきた。その意味するところは、戦前の日本への回帰、彼の祖父A級戦犯岸信介が熱望し、果たせなかった大日本帝国憲法の復活ということにつながる。

自民党は結党以来現行憲法を押し付け憲法と批判し、その「改正」を党是としてきた。先に自民党が発表した「改正」草案を見れば、大きく3本の柱が浮かび上がってくる。「天皇の元首化」「基本的人権の制限」そして「九条改悪」「国防軍の保持」である。その中でも最も力を入れているのが、

自衛隊の国防軍への改組であろう。しかしながら、歴代の自民党政権は曲がりなりにも、国防軍創設には憲法「改正」、九条「改正」の手順を踏むことが必要と考え、現行憲法の下での「九条の縛り」を自覚してきた。であればこそ、自衛隊の海外派遣(という名の派兵)は行われてきたにせよ、曲がりなりにも、戦闘に巻き込まれることなく、戦後70年、一人の戦死者も出さずとはなかった。しかし、今回の安保法制改悪はこれを根底から覆すものである。九条を無視し、集団的自衛権の行使を容認しようというのである。

九条の条文を素直に読めば、自衛隊の存在はあくらかに違憲である。これを自衛隊のための必要最小限の武力の保持は違憲では



安全保障関連法案＝「戦争法案」に反対する多くの人々

ないとごまかし、日米安全保障条約の中身になつてゐる。憲法解釈を大きく飛び越え、すなわち個別的自衛権の範囲を飛び越え、他国の戦争にも参加できるとしたのが、今回の安保法制の目玉である集団的自衛権の行使容認である。九条を完全に無視した暴挙と言へる。憲法は国の最高法規である。今回提出された安保法制はその下位に位置する。それが、最高法規たる憲法を無視するというのは、まさに法の下克上と言われ

### 他国の戦争に

日本が再び戦争をする。それも他国のために。心ある国民はこの動きに連日反対の声を上げ続けてきた。自分の子や孫が戦地に行かされることになるのではないか、もし自衛官のなり手がなくなれば徴兵制の復活も有り得るのではないか、そんな不安を胸に抗議の声を上げ続けてきたのである。しかし、そんな国民の声をあざ笑うかのような今回の暴挙である。

国会に上程された段階でまだ可決、成立したわけではない。しかし、この法案の成立に異常ともいえる執念を燃やす安倍のこゝとである。強行採決で成立を目指すことなど想像に難くない。民意を無視することなど安倍にとつては痛くもかゆくもない。それは沖縄辺野古への新基地建設、原発再稼働の動きなど枚挙にいとまがない。

こんな傍若無人な安倍政権であるが、選挙方法に問題があるとはいへ、昨年の衆院選挙で3分の2以上の議席獲得を許してし

まったのもまた国民である。安保法制が上程された時点でも安倍政権の支持率は48パーセント、それまでも上昇したという。これもまた事実である。戦争の危険性を感じつつも、それより経済問題が重要とどこか他人事と考える人も多く存在する。この現実も否定できない。

### 「戦争法案」成立阻止から改憲阻止へ

我々はこの壁を乗り越え、反対の声をますます大きく高めねばならない。それには職場、生産点での闘いが重要である。全ての労働組合・労働者を総動員し、大衆と結び付き、民意を無視すれば政権の存続が危ういところまで、安倍政権を追い詰めねばならない。そして安全保障関連法案Ⅱ「戦争法案」を廃案にし、来年の参院選での自民党の3分の2議席の獲得を許さず、安倍政権の目指す最終目標、改憲発議、国民投票、そして明文改憲の道を阻止するため、全力を上げよう。(くりはら のりあき)